

# 鳥取県中部地震による災害見舞金の取り扱いについて

平成 28 年 12 月 2 日

## 1. 給付対象者

「鳥取県中部地震」により被災した組合員（任意継続組合員を含む。以下、同じ）で、住居(\*1)又は家財(\*1)に3分の1以上（又は同程度）の損害を受けた者。

なお、同一住居に複数の組合員(\*2)が居住している場合は、それぞれの組合員が対象となる。

\* 1・・・別居の被扶養者が居住している住居、その住居に係る家財を含む。

\* 2・・・他の地方公務員共済組合の組合員を含む。

## 2. 住居の損害について

住居とは、組合員及び別居の被扶養者が生活の本拠として居住している建物で、自宅、公務員宿舎、公営住宅、借家、借間等の別を問わないが、物置、門、塀、別棟の車庫、蔵、納屋等は含まない。また、建築中の建物は対象とならない。

### (1) 損害の程度の判定

- ① 市町村長等が発行した「り災証明書」を基本として判定する。（別表1参照）
- ② 別居の被扶養者がいる場合は、組合員の住居又は別居の被扶養者の住居の「り災証明書」のいずれかが「半壊」以上の判定の場合は、組合員の住居又は別居の被扶養者の住居のいずれか被害が大きい「り災証明書」の判定により判断する。

### (2) 損害の換価の方法

- ① り災証明書が「全壊」の場合 → 「全部」
- ② り災証明書が「大規模半壊」「半壊」の場合 → 「2分の1以上」
- ③ り災証明書が「一部損壊」等の場合  
り災前の評価額はり災時の固定資産評価額、損害額は建築業者等による修繕見積書の額とし、その損害割合が1/3以上の場合に支給対象とする。  
ただし、支給額は、り災した日現在の標準報酬月額を0.5月を上限とする。

**組合員の住居の損害額 + 別居の被扶養者の住居の損害額**

**組合員の住居の固定資産評価額 + 別居の被扶養者の住居の固定資産評価額**

- \* 別居の被扶養者がいない組合員の場合は、組合員の住居のみで算定する。
- \* 組合員又は別居の被扶養者の住居がり災していない場合でも、合算額での算定とする。（次表参照）
- \* 賃貸住宅、公営住宅の場合は、(5)のとおりとする。
- \* 共同住宅（分譲マンション等）の場合は、(6)のとおりとする。

《別居の被扶養者がいる場合の住居の判定表》（上記①～③）

り災証明書の 損害程度		別居の被扶養者の住居			
		全壊	半壊	一部損壊	なし
組合員の住居	全壊	①全部	①全部	①全部	①全部
	半壊	①全部	②2分の1以上	②2分の1以上	②2分の1以上
	一部損壊	①全部	②2分の1以上	③3分の1以上の 場合	③3分の1以上の 場合
	なし	①全部	②2分の1以上	③3分の1以上の 場合	

(3) 損害の程度の確認方法

- ① り災証明書が「全壊」の場合
  - ・ り災証明書
  - ・ 被災写真
- ② り災証明書が「大規模半壊」「半壊」の場合
  - ・ り災証明書
  - ・ 被災写真
- ③ り災証明書が「一部損壊」等の場合
  - ・ り災証明書
  - ・ 被災写真
  - ・ り災時の固定資産評価額がわかる書類  
(平成28年固定資産税納税通知書の写し又は固定資産税評価証明書)
  - ・ 建築業者等による修繕見積書の写し
  - ・ 損害額申告書

(4) 共済組合による現地の確認

り災証明書が「一部損壊」等の場合で、損害の程度の判定に困難を要する場合にのみ、個別に現地確認を行う。

(5) 賃貸住宅、公営住宅の場合 (り災証明書の判定が「一部損壊」以下の場合)

り災前の評価額は、貸主からの証明による固定資産税評価額を居住世帯数で按分した額、損害額は、居住の部屋に係る修繕見積額として損害の程度を算定する。

ただし、やむを得ず貸主から固定資産税評価額の証明書が手に入らない場合は、家賃の1年分を評価額として算定する。この場合、賃貸契約書の写しが必要。

(6) 共同住宅（分譲マンション等）の場合

- ① 専住部分と共有部分、いずれかのり災証明書の判定が「半壊」以上の場合  
専住部分と共有部分、いずれか被害が大きい「り災証明書」の判定により判断する。

② 専住部分と共有部分とも、り災証明書の判定が「一部損壊」以下の場合

専住部分と共有部分の合算額で算定する。り災前の評価額は、固定資産税評価額とし、損害額は、修繕見積額（住居の修繕見積額と管理者からの証明による当該建物共有部分全体の修繕見積額を居住全世帯数で按分した額との合算額）として損害の程度を算定する。

(7) 住居の取り壊し、退去等の取り扱い

大規模半壊以下の判定をされた場合であっても、住居を取り壊さなければならない場合や、借家等が被災し、大家の意向により退去しなければならない場合等には、「全壊」として取り扱う。

ただし、大家又は不動産業者等の立ち退きに係る証明書、建築業者、市町村役場等が耐震検査した結果等、何らかの証明書のあるものに限る（自己都合による転居は除く。）

(8) 損害があったが、り災証明書が発行されない場合の取り扱い

外観に被害がない等で、各市町村役場がり災証明書を発行しない場合は、施行規程に関わらず、り災証明書の発行ができなかったことについて本人が「り災に関する申立書」で申し立てることにより、(2)③り災証明書が「一部損壊」等の場合と同様に取り扱いすることとする。

### 3. 家財の損害について

家財とは、住居以外の社会生活上必要な一切の財産で、組合員及び被扶養者（別居の被扶養者を含む。）の所有物（「損害額申告書」に記載の家財の品名を参考）。ただし、山林、田畑、宅地、貸家等の不動産、現金、預貯金、有価証券、貴金属、骨董品、墓石等は含まない。

《自家用車両について》

組合員及びその被扶養者が社会生活上必要なものとして使用する車両は、家財に含める。（農耕用車両、営業用は除く。）

(1) 損害の程度の判定

「損害額申告書」による本人の申立てを基に判定する。（別表2参照）

(2) 損害の換価の方法

り災前の価格と損害額(\*1)は、再調達価格(\*2)とし、その損害割合が1/3以上の場合に支給対象とする。

\*1・・・修理する場合の損害額は、修理見積額（り災前の価格が上限）とする。

\*2・・・同等の物を新しく購入するために必要な価格（新品の価格）。

《自家用車両について》

自家用車両は時価とする。

\*り災前の価格は、中古車販売価格、車両保険価格等を参考とする。

\*損害額は、廃車の場合はり災前の価格と同額とし、修理の場合は修理見積額（り災前の価格が上限）とする。それぞれ、廃車証明書の写し又は修理見積書の写しが必要。

**組合員及び被扶養者（別居の被扶養者を含む。）の家財の損害額**

**組合員及び被扶養者（別居の被扶養者を含む。）の家財全てのり災前の価格**

\*被扶養者がいない場合は、組合員の家財のみで算定する。

\*組合員又は被扶養者の家財に損害がない場合でも、合算額での算定とする。

(3) 損害の程度の確認方法

- ・損害額申告書
- ・り災に関する申立書（家財）

家財のみの損害で、り災証明書が発行されない場合に必要。

(4) 共済組合による現地の確認

損害の程度の判定に困難を要する場合にのみ、個別に現地確認を行う。

(5) 自家用車についての取り扱い

① 社会生活上必要な車両の範囲

- ・生活上必要な車両。
- ・通勤に使用している車両。
- ・公務出張に使用する自家用車登録をしている車両。

② 車両の名義

組合員及びその被扶養者名義に限定しない。（組合員及びその被扶養者以外の名義の車両であっても、社会生活上必要な車両として使用している場合は、家財に含む。）

③ 同一住居内に複数の組合員がいる場合

- ・1台の車両を共有して使用している場合は、複数の組合員全員の家財に含める。
- ・2台以上の車両を使用している場合は、主として使用している組合員の家財にそれぞれ含める。

#### 4. 支給額の算定について

損害の程度による支給月数は、住居（別表1）と家財（別表2）に定める月数を合計（上限3月）し、その月数を災時の標準報酬月額（\*）に乗じて得た額を支給する。

$$\text{災害見舞金} = (\text{住居の月数} + \text{家財の月数}) \times \text{標準報酬月額} (*)$$

\* 平成27年9月までに退職された方

任意継続掛金の算定基礎となっている給与月額

平成27年10月以降に退職された方

任意継続掛金の算定基礎となっている標準報酬月額

(別表1)

鳥取県中部地震による住居の損害の判定基準表

り災証明書の 損害程度	損害の程度	支給月数
全壊	① 住居の全部が損壊したとき	2月
	② 住居に①と同程度の損害を受けたとき	
半壊	① 住居の2分の1以上が損壊したとき	1月
	② 住居に①と同程度の損害を受けたとき	
一部損壊（*）	① 住居の3分の1以上が損壊したとき	0.5月 (上限)
	② 住居に①と同程度の損害を受けたとき	

\* 損害割合が3分の1以上の場合に限る。

(別表2)

鳥取県中部地震による家財の損害の判定基準表

損害の程度	支給月数
① 家財の全部が滅失したとき	2月
② 家財に①と同程度の損害を受けたとき	
① 家財の2分の1以上が滅失したとき	1月
② 家財に①と同程度の損害を受けたとき	
① 家財の3分の1以上が滅失したとき	0.5月 (上限)
② 家財に①と同程度の損害を受けたとき	

## 5. 請求方法について

災害見舞金請求書（住居と家財の請求をする場合も1部で可）に、下表の書類を添えて共済組合へ提出する。

区分	り災証明書の損害程度	添付書類等
住居	「全壊」の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>り災証明書</li> <li>被災写真</li> <li>損害額申告書</li> </ul>
	「大規模半壊」「半壊」の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>り災証明書</li> <li>被災写真</li> <li>損害額申告書</li> </ul>
	「一部損壊」の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>り災証明書</li> <li>被災写真</li> <li>り災時における固定資産評価額がわかる書類 平成28年固定資産税納税通知書の写し又は 固定資産税評価証明書</li> <li>建築業者等による修繕見積書の写し</li> <li>損害額申告書</li> </ul>
	り災証明書を添付できない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>り災に関する申立書（住宅）</li> <li>被災写真</li> <li>り災時における固定資産評価額がわかる書類 平成28年固定資産税納税通知書の写し又は 固定資産税評価証明書</li> <li>建築業者等による修繕見積書の写し</li> <li>損害額申告書</li> </ul>
	その他	2. 住居の損害についての（5）～（7）に該当する場合は、それぞれの書類
家財	添付書類	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>り災に関する申立書（家財）</li> <li>損害額申告書</li> <li>自家用車両が含まれる場合は、修理見積書の写し又は廃車証明書の写し</li> </ul>

\*その他の必要書類を依頼する場合があります。

## 6. 時効について

り災の日（平成28年10月21日）から2年間とする。（平成30年10月21日以降の請求は無効。）